

2020年6月1日

各位

イリオスネット株式会社

総務省による指導について

弊社は、2020年5月29日付けで総務省から電気通信事業法に基づき、端末代金の値引きの適正化について指導を受けました。

これは、2019年10月1日から2020年1月31日までの間に、弊社が運営するドコモショップにおける端末販売の一部において、同法施行規則の定める上限額を超えての利益提供（2万円を超える値引き等を伴う販売）を行ったことによるものであります。

弊社は、今回の指導を真摯に受け止め、弊社の運営店舗における事案の再発防止を徹底するとともに、社員に対する教育と本部による監督機能の強化により、端末代金の値引きの適正化を図ってまいります。

以上